

関野記念鶴生園短期入所サービス  
指定(介護予防)短期入所生活介護事業運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人上村鶴生会(以下「法人」という。)が開設する関野記念鶴生園短期入所サービス(以下「短期入所サービス」という。)が行う指定(介護予防)短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 高齢者が要介護状態等となった場合において、可能な限りその居宅において、その能力に応じ「自律(自分自身の規範に従って生活する)的な生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

3 職員は短期入所サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 関野記念鶴生園短期入所サービス
- 2 所在地 神奈川県藤沢市鶴沼石上2丁目5-3

(職種及び職種内容等)

第4条 特別養護老人ホーム関野記念鶴生園に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者(施設長) 1名(常勤兼務)  
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 2名(非常勤兼務)  
利用者の管理に当たる。
- 3 生活相談員 1名(常勤兼務)  
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- 4 看護職員 10名(常勤兼務5名、非常勤兼務5名)  
利用者の健康管理と療養上の世話を行う。
- 5 介護職員 76名(常勤兼務49名、非常勤兼務27名)  
介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。
- 6 機能訓練指導員 3名(常勤兼務1名 非常勤兼務2名)  
利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。
- 7 栄養士 1名(常勤兼務)  
栄養と利用者の身体状況に配慮した食事の提供を行う。
- 8 その他の従業員 1名(非常勤兼務1名)  
施設設備の管理を行う

2 職員の員数は、介護保険法の配置基準を下回らないものとし、必要に応じて職種及び員数を増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条 鶴生園短期入所サービスの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 365日無休とする。
- 2 営業時間 24時間
- 3 毎週日曜日、年末年始 12/29~1/3 については、入退所は行いません。

((介護予防)短期入所生活介護の定員)

第6条 (介護予防)短期入所生活介護の利用者数は次のとおりとする。

(介護予防)短期入所利用者数 1ユニット 定員 10名

特別養護老人ホーム関野記念鶴生園で空床がある場合には利用する

((介護予防)短期入所生活介護の内容)

第7条 指定(介護予防)短期入所生活介護の内容を次のとおりとする。

- 1 日常生活の世話
  - (1) 日常生活動作
  - (2) 適切な方法により、排泄の自立にむけて必要な援助
  - (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- 2 食事の提供
  - (1) 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好考慮し、適切な時間を行う。
  - (2) 利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂できるように努める。
- 3 機能訓練  
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに、心身の活性化を図るためのグループワーク、行事、趣味活動などを提供する。
- 4 健康管理  
常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のため適切な措置をとる。
- 5 相談・助言に関すること  
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談、及び助言その他の援助を行う。
- 6 入退所時間について  
入退所者の重複を避け、居室の確保が確実に出来る時間帯での送迎とさせていただきます。  
ただし、入所する居室に退所者が居ない場合は、出来る限り入所時間調節をするものとする。

((介護予防)短期入所生活介護計画の作成など)

第8条 (介護予防)短期入所生活介護計画を作成する場合、相当期間(概ね4日以上)にわたり継続して入所することが予定される利用者について、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用するサービスの継続性に配慮し、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

- 2 既に居宅介護サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った(介護予防)短期入所生活介護計画を作成する。
- 3 (介護予防)短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 4 利用者に対し、(介護予防)短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービス管理、評価を行う。

(介護予防) 短期入所生活介護の利用料)

第9条 本事業所が提供する指定(介護予防)短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用者の支払いを受ける。

1 第11条に定める通常の事業実施以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(1) 食材料費

朝食 460円、昼食 810円、夕食 690円、おやつ 140円

(2) 日常生活費 利用者の希望により購入する消耗品等 実費

(3) 行事代 利用者の希望によって参加した場合

2 前項の費用の支払いを含むサービス提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

3 利用料の支払いは、利用者が指定した銀行又は郵便口座から指定期日に引き落とすこととする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、介護職員の指示に従って、他の利用者に迷惑をかけないように配慮するものとする。また、施設の貸与物品、給付物品等を施設長の指示に反して利用又は処分してはならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施区域は、藤沢市及び鎌倉市の下記の地域とする。

(藤沢市) 藤沢市藤沢 大鋸 村岡 村岡東一丁目 柄沢 西富1~2丁目 花の木

朝日町 川名 南藤沢 藤が岡 藤沢本町 鵜沼石上 鵜沼橋 鵜沼東 鵜沼

鵜沼花沢町 本鵜沼 鵜沼桜が岡 鵜沼藤が谷 鵜沼松が岡 鵜沼海岸

鵜沼神明1~3丁目 片瀬 片瀬海岸 片瀬山 目白山 辻堂太平台 辻堂東海岸

辻堂4~5丁目 辻堂元町4~6丁目 羽鳥5丁目 花の木

(鎌倉市) 手広3丁目 西鎌倉3~4丁目

(その他) 上記送迎範囲外地域については、ご家族様の送迎をご検討下さいます様お願い致します。

(サービス提供の記録)

第12条 サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該指定(介護予防)短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。サービスを提供した際には提供した具体的な内容等を記録するとともに、利用者から申し出があった場合は、文書の交付等により、その情報を提供しなければならない。

(従業者及び退職者の秘密保持)

第13条 (1) 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らす事はありません。

(2) 事業者は、文章により利用者又はその家族の同意を得た場合には、事業者、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

(3) 職員は、在籍中はもちろんのこと退職後においても、自己の職務に関する否と問わず、各事業所の内部事項又は業務上知り得た機密にかかる事項及び施設の不利益となる事項等を他に漏らすこと、ならびに SNS や WEB への投稿等の方法により公にすること等、秘密保持の徹底に努めます。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとする。

(感染症の予防及び蔓延防止の為の措置)

第 15 条 事業所は感染症が発生し、又は蔓延しないように以下に定める措置を講じる。

(1) 感染症予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を年2回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底をするように図る。

(2) 感染症及び蔓延防止の為の指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的に行う。

(苦情処理)

第 16 条 提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第 17 条 利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 18 条 （介護予防）短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等常に衛生管理に十分留意するものとする。

(緊急時に於ける対応方法)

第 19 条 （介護予防）短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関、家族等に連絡し、適切な措置を講ずるとともに管理者に報告する。

(非常災害対策)

第 20 条 当法人の非常災害対策について、必要な事項を定め、火災等災害の予防及び人名安全確保並びに災害の極限防止を図る。

1 消防計画の策定及び変更

2 消火、通報、避難誘導等訓練の計画と実施

3 危険物施設等の自主検査の実施及び消防用設備の点検と監督指導

4 火気の使用又は取扱に関する指導

5 サービス利用者の把握と安全管理

6 管理権限者に対する助言及び報告

7 その他防火管理上必要な業務

- 8 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業者の責めに帰すべからざる事由により、サービスの提供が出来なくなった場合、利用者に対して当該サービスを提供する義務を負わないものと致します。
- 9 大雪、大雨、強風、高波等の悪天候の場合、送迎の遅延、サービス提供中止となる事がある。

事業継続計画の策定)

第21条

事業所は利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、火災・風水害・地震等の自然災害並びに新型コロナウイルスなどの感染症に対処するための事業継続計画を策定する。

(2) 事業所は従業者に事業継続計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を年1回以上実施する。

(3) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第22条 従業員の研修

職員の資質向上のため、採用の際又はその適当な時期において内外の研修の機会を積極的に設ける。

(1) 採用時研修 採用時1か月以内

(2) 定期研修 法令で定められた回数及び適宜

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年 3月 10日から施行する。

平成30年 4月 1日から施行する。

令和5年 10月 1日から施行する。

令和6年 4月 1日から施行する。

令和6年 8月 1日から施行する。

令和7年 4月 1日から施行する。